

商 工 会 手 数 料 規 程

河 辺 雄 和 商 工 会

商 工 会 手 数 料 規 程

平成16年4月1日 制定

(目 的)

第1条 この規程は、河辺雄和商工会（以下「本会」という。）定款第59条第1項及び運営規約第26条の規程に基づき、本会が事務の代行等行う場合、本規程により適正な手数料の基準を定め、本会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(範 囲)

第2条 この規程に定める手数料徴収の範囲は、別表1によるものとする。

(契約及び申込み)

第3条 本会が行う事務代行等は、その代行等の種類によって、契約または随時申込によっておこなう。

(手数料)

第4条 この規程による手数料は、別表2に定める額とする。

(納付の時期)

第5条 手数料の納付は、契約によるものは約定により、その他のものは、事務等の完了に納付するものとする。

附 則

- この規程の一部改正（手数料）は平成17年4月1日から施行する。
- この規程の一部改正（手数料）は平成19年4月1日から施行する。
- この規程の一部改正（手数料）は平成21年4月1日から施行する。
- この規程の一部改正（手数料）は平成24年12月18日から施行する。
- この規程の一部改正（手数料）は平成26年4月1日から施行する。
- この規程の一部改正（手数料）は平成28年3月24日から施行する。
- この規程の一部改正（手数料）は平成29年4月26日から施行する。
- この規程の一部改正は令和4年8月26日から施行する。

(別表1) 事務代行等の範囲

区 分	範 囲
1. 記帳機械化 (自計)	ネットd e 記帳による自計利用
2. 記帳機械化 (入力代行)	ネットd e 記帳による入力代行
3. 決算事務代行	決算事務の代行
4. 消費税事務代行	消費税事務代行
5. 金融斡旋事務代行	国・県・市の諸融資制度及び一般市中金融機関への金融斡旋事務 但し、次の融資制度については手数料を徴収しない。 ①小規模事業者経営改善資金貸付制度
6. 労働保険事務代行	労働保険事務の代行 保険料の徴収と納付
7. 諸印刷事務代行	電子コピー等の機器使用 文書起案作成等
8. 事業所プロモーション支援手数料	事業所の広告宣伝活動の支援
9. その他の事務代行	委託団体等の事務全般

(別表2) 税抜き表示

1. ネット de 記帳自計手数料

① ネット de 記帳利用料

年額 33,500円

② ネット de 記帳 (自計) 決算指導手数料

前年度売上高	ネット de 記帳決算 指導手数料
500万円以下	4,500円
1,000万円以下	5,500円
3,000万円以下	7,000円
5,000万円以下	8,000円
5,000万円超	10,000円

ただし、創業者の場合は、年間(12ヵ月分)売上高が確定するまで年間売上見込額とする。

2. ネット de 記帳入力代行手数料

ネット de 記帳利用料	年額 33,500円	
前年度売上高	月次処理料 (月額)	決算処理料
500万円以下	2,500円	月次処理の1ヶ月分 (法人は2ヶ月分)
1,000万円以下	3,000円	
3,000万円以下	4,500円	
5,000万円以下	5,500円	
5,000万円超	7,500円	

ただし、創業者の場合は、年間(12ヵ月分)売上高が確定するまで年間売上見込額とする。

*利用者負担の激変緩和を図るため、3,500円(税抜)の値上げ分は以下の通り負担する。

平成27年度 「商工会と県連の1/2負担」

平成28年度 「利用者と商工会の1/2負担」

平成29年度 「利用者と全額負担」

3. 決算事務代行手数料（※1）

売上高	決算指導手数料
1,000万円以下	30,000円
5,000万円以下	50,000円
5,000万円超	70,000円

軽微な決算指導料（※2）	10,000円
--------------	---------

※1：「決算事務代行手数料」の賦課対象は、領収書等原始記録からの科目集計が行われていることを前提に、家事按分を含む決算整理からの支援を必要とする場合をいう。

領収証等原始記録からの科目集計が行われていない事業所（科目未集計事業所）への決算指導に関する手数料は「記帳入力代行手数料」を賦課する。

※2：「軽微な決算指導」とは、減価償却を除く決算整理までの科目集計を行っている事業所（科目集計済事業所）、又は決算書作成を伴わない所得税申告のみの場合をいう。

4. 消費税事務代行手数料

消費税事務代行手数料一件	15,000円（簡易課税）
消費税事務代行手数料一件	20,000円（本則課税）

5. 金融斡旋事務代行手数料

区分	摘要及び金額
会員	徴収しない
非会員	貸付決定額の1,000分の3 （消費税相当額を加算した金額とし、上限を50,000円とする。） ただし、会員加入の申込みがあった場合は、この規定を適用しない。

6. 労働保険事務代行手数料

区 分	摘 要
年間委託手数料	概算保険料の10%に消費税を賦課した額 但し、算出金額が20,000円未満の場合は20,000円とし、 50,000円以上の場合は50,000円

届出事務手数料

※離職票・その他各種申請書類を作成したときは、1件につき1,000円を徴収する。

7. 諸印刷事務代行手数料

(1) 電子コピー機の機器使用手数料

用 紙	A 3 版	B 4 版	A 4 版	B 5 版
白黒金額	25円	20円	15円	10円
カラー金額	50円	40円	30円	25円

但し、コピー用紙持参の場合A3版5円・B4版4円・A4版3円・B5版2円をそれぞれ減額する。

(2) 印刷機の機器使用手数料

	枚 数	金 額
レポートマスター	1 枚	105円
印 刷	1 枚	5円

(3) 文書起案作成等事務手数料

	種 類	金 額
原稿作成	1枚新規	1,000円
	校 正	500円

8. 事業所プロモーション支援手数料

(1) チラシ同封サービス手数料

	会員	非会員
B 5 ・ A 4	2,000 円	3,500 円
B 4 ・ A 3	3,000 円	5,500 円

(2) 会報・ホームページへの広告掲載手数料

	会員	非会員
会報への広告掲載 (基本サイズ:縦4.5cm×横9cm)	5,000 円/1回	10,000 円/1回
ホームページへの バナー広告掲載	6,000 円/年間	20,000 円/年間

9. その他の事務代行手数料

- (1) 委託団体等の事務全般手数料は、委託団体と商工会長の協議のうえ、手数料の額を定める。